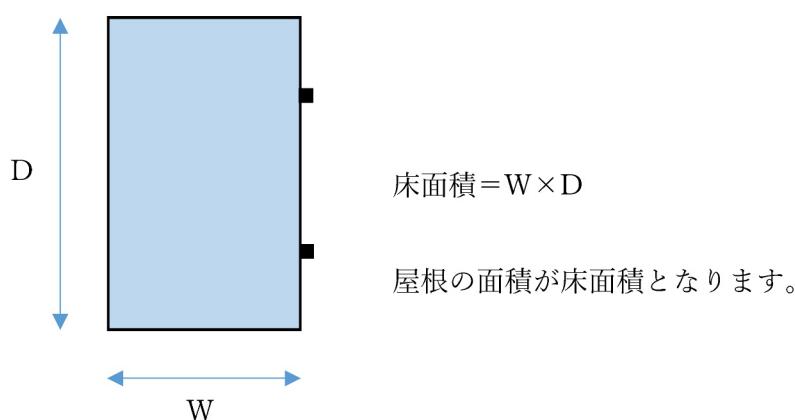


そのカーポートは適法ですか？



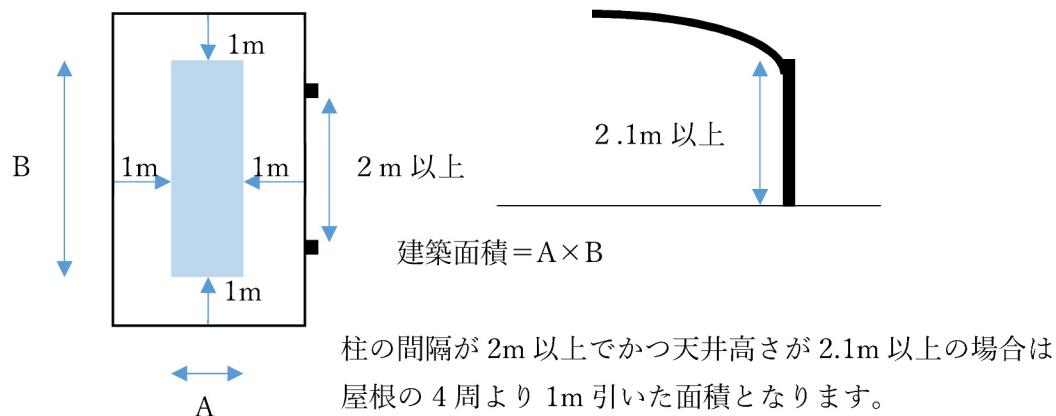
カーポートは、屋根及び柱を有するため、建築物となります。
住宅等の敷地にカーポートを設置する場合には増築となり、確認申請が必要となります。
(防火地域・準防火地域内はすべて必要となり、その他の地域は床面積が 10 m^2 を超える場合に必要となります。)

(床面積の算出方法)

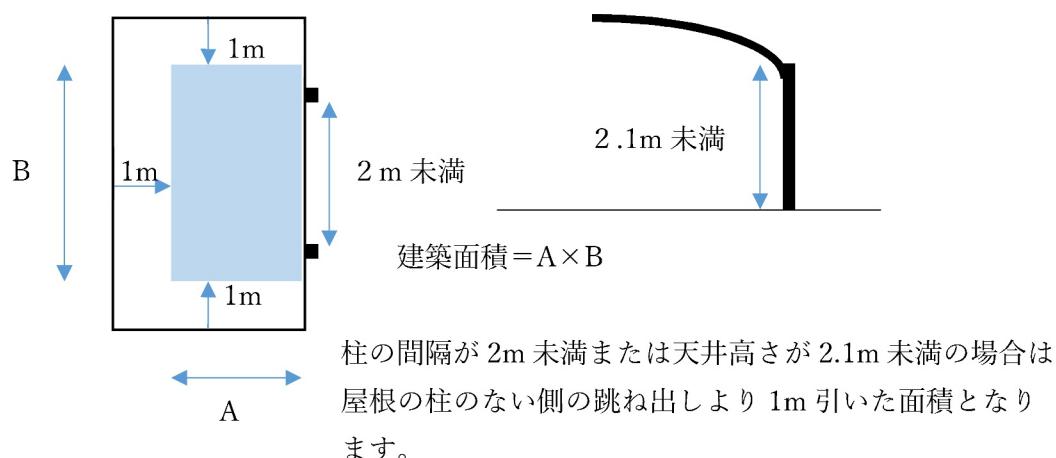


(建築面積の算出方法)

- 柱の間隔が 2m 以上でかつ天井高さが 2.1m 以上の場合（壁がない場合に限る。）



- 柱の間隔が 2m 未満または天井高さが 2.1m 未満の場合



(建ぺい率の算出方法)

$$\text{建ぺい率} (\%) = \frac{\text{敷地内の建築物の建築面積の合計}}{\text{敷地面積}} \div \frac{(\text{住宅、カーポートなどの合計})}{\times 100}$$

ご自宅のカーポートが確認申請をしていない場合は、上記の算出方法により建ぺい率を算出し、指定の建ぺい率を超えていないか確認してください。

お問い合わせ先

西宮市都市局建築・開発指導部
建築指導課（電話 0798-35-3918）